

●香川県公告第五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

有限会社國村不動産

高松市上福岡町一二四〇番地

ダイキ株式会社

愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ディック上福岡店

高松市上福岡町字深田八一八番地一ほか

3 変更しようとする事項

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前 ディック上福岡店

高松市上福岡町字深田八一八番地一ほか

変更後 ダイキ上福岡店

高松市上福岡町字深田八三八番地一ほか

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 一、三四一平方メートル

変更後 四、一四四平方メートル

二 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり

収容台数 四二台

変更後 位 置 別図のとおり

収容台数 二〇三台

2 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり

収容台数 二三台

変更後 位 置 別図のとおり

収容台数 五四台

3 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 別図のとおり

面積 七五平方メートル

変更後 位置 別図のとおり

面積 二〇五平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 別図のとおり

容量 七・六立方メートル

変更後 位置 別図のとおり

容量 三一・九立方メートル

三 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前九時三十分

変更後 午前八時

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後八時

変更後 午後九時

3 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時から午後八時三十分まで

変更後 午前七時三十分から午後九時三十分まで

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

平成十六年九月二十一日

二 届出年月日

平成十六年一月二十日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年一月三十日（金曜日）から同年五月三十一日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十六年五月三十一日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇一八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ